

5月21日 から 裁判員制度が始まります

裁判員制度は、国民の中から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員が、3人の裁判官と一緒に刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

**本年5月21日に
全国60カ所が始まります**

裁判員制度は全国の地方裁判所の本庁50カ所、支部10カ所が始まります。裁判員は、それぞれの裁判所の管轄区域内に居住する有権者から選ばれます。

裁判員裁判の対象事件

平成19年を参考に見ると、全国の地方裁判所で受理した刑事通常第一審事件数は97,826件。そのうち裁判員裁判対象事件数は2,643件で、強盗致傷、殺人、現住建造物等放火、強かん致死傷、傷害致死、強制わいせつ致死傷、強盗強かん、強盗致死、危険運転致死などの事件です。

裁判にかかるとは

約7割が3日以内

裁判員の負担を軽減するためにも、裁判にかかるとは日数ができるだけ短くなるように、さまざまな工夫や努力が行われます。例えば、

裁判における争点や証拠を事前に整理したり、できるだけ裁判を連日に行ったりすることで、約7割の事件は、3日以内で終わります。

事件によって異なりますが、例えば、午前9時30分に裁判所に行き、昼食時間や休憩などをはさんで午後5時まで裁判や評議、打ち合わせを行うといったスケジュールとなります。

裁判員・補充裁判員になる確率

◆1年間で裁判員候補者になる確率（1件当たり50人から100人選ぶと仮定した場合）

…約400人〜800人に1人

◆1年間で裁判員または補充裁判員になる確率（補充裁判員を2人選ぶと仮定した場合）

…約5,000人に1人

※平成19年最高裁判所推計による

南丹市の場合、72人（402人に1人の確率）が候補者としてくじで選ばれています。

◆選任手続きの流れ◆

―前年秋ごろ―
市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿の中からくじで選んで作成した名簿を基に裁判員候補者名簿を作成します。

―前年12月ごろまで―
裁判所が、裁判員候補者へ名簿に記載されたことの通知と調査票を送付します。

裁判所が、事件ごとに裁判員候補者名簿の中からくじで裁判員候補者を選定します。

―原則、裁判の6週間前まで―
裁判所が、選ばれた裁判員候補者に選任手続きの期日の通知と質問票を送付します。

―裁判の当日―
裁判員候補者に、裁判所へ出向いていただき、辞退希望などの質問が行われます。

最終的にその事件の裁判員6人がくじで選ばれ、午前中から審理を開始します。

裁判員制度Q&A

Q. 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか？

A. 「仕事が忙しい」というだけでは辞退できません。しかし、とても重要な仕事があり、自分でこれを処理しなければ著しい損害が生ずる恐れがある場合には、辞退することができます。

辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、お勤め先の規模や、代わりの人がいるのか、裁判員として参加することが事業にどのくらい影響があるのかなどを考慮することになります。

Q. 裁判員候補者や裁判員になったら、手当や交通費はもらえるのですか？

A. 裁判員候補者または裁判員として裁判所に来た方には、日当と交通費が支払われます。日当の具体的な金額は、裁判員の場合は1日当たり1万円以内、裁判員候補者の場合は1日当たり8千円以内で、選任手続きや審理・評議にかかった時間に応じて支払われます。

裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

